

令和7年4月11日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和3年(ワ)第520号損害賠償請求事件

口頭弁論の終結の日 令和6年10月2日

判 決

5

水戸市笠原町978番6

原 告

同代表者茨城県公営企業管理者企業局長

原告訴訟代理人弁護士

同

10

原告指定代理人

同

茨 城 県

稲 見 真 二

植 崎 明 夫

鈴 木 翔 太

深 谷 真 弘

大 津 賢 一

東京都足立区中央本町一丁目2番11号

被 告

本町化学工業株式会社

(以下「被告本町化学」という。)

15

同代表者代表取締役

被告本町化学訴訟代理人弁護士

同

同

同

20

被告本町化学訴訟復代理人弁護士

小 田 利 明

堀 越 友 香

檀 渕 陽

高 橋 善 樹

土 肥 衆

今 井 稜

大阪市西区千代崎三丁目南2番37号

被 告

大阪ガスケミカル株式会社

(以下「被告大阪ガスケミカル」という。)

同代表者代表取締役

被告大阪ガスケミカル訴訟代理人弁護士

同

25

榊 谷 武 史

酒 匂 景 範

菅 野 み ず き

同
被告大阪ガスケミカル訴訟復代理人弁護士

秋 田 康 博
植 田 美 咲

東京都港区港南一丁目7番18号

被 告 水 i n g 株 式 会 社

5 (以下「被告水 i n g」といい、被告本町化学と被告大阪ガスケミカルと併せて「被告ら」という。)

同代表者代表取締役
被告水 i n g 訴訟代理人弁護士

中 川 哲 志
志 田 至 朗
金 子 桂 輔

10

主 文

- 1 被告本町化学及び被告大阪ガスケミカルは、原告に対し、連帯して、1億8271万7331円及びうち1億7925万6484円に対する平成27年5月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告本町化学及び被告水 i n g は、原告に対し、連帯して、2億2144万4742円及びうち2億1688万0481円に対する平成28年6月24日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は被告らの負担とする。
- 4 本判決は、上記1、2項に限り、仮に執行することができる。

15

事 実 及 び 理 由

20

第1 請求

主文1、2項同旨。

第2 事案の概要

25

本件は、地方公共団体である原告が、原告が県内の関城浄水場で使用する活性炭の再生業務について実施した平成26年度及び平成27年度の2回の一般競争入札において、被告らを含む16の事業者が、事前に再生業務の供給予定者及び入札価格を調整する談合行為をし、原告は、かかる談合行為がなければ形成さ

れたであろう落札価格と、現実の落札価格との差額分につき損害を被ったなどと主張して、①被告本町化学及び被告大阪ガスケミカルに対し、共同不法行為に基づき、平成26年度の入札に関する損害金合計1億8271万7331円（損害金元本1億6295万6484円、弁護士費用1630万円、確定遅延損害金346万0847円）及びうち損害金元本と弁護士費用の合計1億7925万6484円に対する不法行為の日より後の日である平成27年5月25日から支払済みまで民法（平成29年度法律第44号による改正前のもの。以下同じ。）所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求め、②被告本町化学及び被告水ingに対し、共同不法行為に基づき、平成27年度の入札に関する損害金合計2億2144万4742円（損害金元本1億9716万0481円、弁護士費用1972万円、確定遅延損害金456万4261円）及びうち損害金元本と弁護士費用の合計2億1688万0481円に対する不法行為の日より後の日である平成28年6月24日から支払済みまで上記同旨の遅延損害金の支払を求めた事案である。

1 前提事実

次の事実、括弧内に掲げた証拠及び弁論の全趣旨により認められる事実のほか、当事者間に争いがない。

(1) 当事者等

ア 原告は、地方自治法1条の3第1項及び第2項の定める普通地方公共団体であり、茨城県公営企業の設置等に関する条例1条1項1号に基づき、地方公営企業として、地方公営企業法2条1項1号の定める水道事業を設置し、経営している。なお、水道事業を含む原告の公営事業の管理者は企業局長であり（同条例3条2項）、企業局長は、当該業務の執行に関し原告を代表する（同法8条1項）。

原告は、水道事業用施設として、関城浄水場（以下「本件浄水場」という。）を含む10の浄水場を所有している。

イ 被告本町化学は、医薬品、医薬部外品、工業薬品の製造、販売等を目的とする株式会社である。

ウ 被告大阪ガスケミカルは、活性炭及び関連製品並びに吸着剤等の製造及び販売を目的とする株式会社である。被告大阪ガスケミカルは、平成27年4月1日、日本エンバイロケミカルズ株式会社を吸収合併し、その権利義務を承継した（以下「被告大阪ガスケミカル」には吸収合併前の日本エンバイロケミカルズ株式会社も含むものとする。）。

エ 被告水 i n g は、環境衛生施設、公害防止プラント、発電施設及びこれらの施設の維持並びに管理業務等を目的とする株式会社である。

(2) 原告による浄水場用活性炭の調達

原告は、次のとおり、一般競争入札の方法により業者を決定した上で、年度ごとに粉末活性炭の購入単価契約や粒状活性炭再生業務の委託単価契約を締結し、これに基づき、原告が所有する浄水場で使用する活性炭を随時調達していた。

ア 原告は、毎年2月、ホームページ上に、入札参加資格や委託する業務内容等（活性炭の仕様、契約期間中の予定数量等）に関する入札公告を行い、その掲載後速やかに入札説明書を配布する。その後、業者から入札参加資格等の確認申請、原告による入札参加資格等の確認決定を行い、3月中に入札参加資格者による入札を行って、落札者を決定する。かかる入札において、参加者は、粉末活性炭の購入については1kg当たりの単価、粒状活性炭の再生業務については1池当たりの単価を入札価格として提示して入札に参加する。

イ 入札にかかる調達期間（入札後に締結する単価契約の期間）は、原則として、粉末活性炭の購入は毎年4月1日から翌年3月31日まで、粒状活性炭の再生業務は4月1日から翌年5月31日までである。

ウ 原告は、入札により、粉末活性炭の購入単価（1kg当たり）、粒状活性炭

再生業務の委託単価（1池当たり）を決定し、その単価に基づき、落札業者との間で、購入単価契約又は再生業務委託単価契約を締結する。

エ 原告は、上記各単価契約に基づき、粉末活性炭の納品量や粒状活性炭の再生業務量に応じた代金を、落札業者に対して支払う。

5 (3) 窓口業者

浄水場向けの活性炭の納入や再生等を行う業者（メーカー）は、これらの業務に関して地方公共団体等が実施する入札に、自ら参加するほか、各地方公共団体等の有資格者名簿に登録のある他の業者を自社の代理店として入札に参加させている（以下、メーカーが自社の代理店として入札に参加させる業者を「窓口業者」という。）。
10

(4) 平成26年度及び平成27年度の本件浄水場に関する入札

ア 原告は、平成26年度の本件浄水場における粒状活性炭再生業務に関し、平成26年3月25日、一般競争入札（以下、本件浄水場における粒状活性炭再生業務の一般競争入札を指すものとして、入札対象年度ごとに「平成26年度入札」などという。）を実施した。平成26年度入札は、被告大阪ガスケミカルの窓口業者であるサンアグロ株式会社（以下「サンアグロ」という。）が、1池当たり685万円の単価で落札し、原告は、サンアグロとの間で、同年4月1日、1池当たりの単価を739万8000円（うち54万8000円は消費税及び地方消費税）、契約期間を同日から平成27年5月31日までとする、本件浄水場における粒状活性炭再生業務の業務委託単価契約（以下「平成26年度契約」という。）を締結した（甲4、甲5、甲8、甲10の1）。
15

イ 原告は、平成27年度の本件浄水場における粒状活性炭再生業務に関し、平成27年3月16日、一般競争入札（平成27年度入札）（以下、平成26年度入札と平成27年度入札を併せて「本件各入札」という。）を実施した。
20
25
平成27年度入札は、被告水i n gの窓口業者である株式会社マルシェ薬品

(以下「マルシェ薬品」という。)が、1池当たり708万円の単価で落札し、原告は、マルシェ薬品との間で、同年4月1日、1池当たりの単価を764万6400円(うち56万6400円)、契約期間を同日から平成28年5月31日までとする、本件浄水場における粒状活性炭再生業務の業務委託単価契約(以下「平成27年度契約」という。)を締結した(甲6、甲7、甲9、甲10の2)。

(5) 原告による委託料の支払

原告は、サンアグロに対し、平成26年度契約に基づき、別紙業務委託費の支払一覧「H26(2014)年度」中「支払日」欄記載の日に、同「支払額(円)」欄記載の額の業務委託費を支払い、マルシェ薬品に対し、同別紙「H27(2015)年度」中「支払日」欄記載の日に、同「支払額(円)」欄記載の額の業務委託費を支払った(甲11、甲12)。

(6) 課徴金納付命令等

ア 公正取引委員会は、平成29年2月21日、別紙業者一覧中番号1、2、4、5、7、8、9、10、12、13、14、15、16の業者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」という。)47条1項4号に基づき、立入検査を行った。

イ 公正取引委員会は、令和元年11月22日、被告らは、他の事業者と共同して、本件浄水場を含む東日本に所在する126の浄水場に供給する活性炭について、供給予定者(自社の活性炭を供給すべき者)を決定し、供給予定者が被告本町化学を通じて活性炭を供給できるようにしており、独占禁止法2条6項の規定する不当な取引制限に該当し、同法3条の規定に違反するなどとして、被告本町化学に対して課徴金1億6143万円、被告大阪ガスケミカルに対して課徴金2608万円、被告水ingに対して課徴金2213万円の納付を命じた。なお、被告大阪ガスケミカル及び被告水ingは、公正取引委員会の調査開始日以降に、同委員会に違反行為の内容を報告し、資

料を提供したため、課徴金が30パーセント減額された（独占禁止法（令和元年法律第45号による改正前のもの。）7条の2第12項）（甲1から甲3）。

ウ 公正取引委員会は、上記同日、別紙業者一覧中番号1、2、4、5、7、8、9、10、12、13、14、15の業者に対し、取締役会等において、今後他の事業者と共同して浄水場向けの活性炭について供給予定者を決定せず自主的に供給することを決議することなどを命じる排除措置命令をした（甲1から甲3）。

エ 被告本町化学は、公正取引委員会の上記各命令を不服として、東京地方裁判所に対し、上記各命令の取消しを求める訴えを提起した。

(7) 平成28年度以降の本件浄水場に関する入札

ア 原告は、平成28年度の本件浄水場における粒状活性炭再生業務に関し、平成28年3月15日、一般競争入札（平成28年度入札）を実施し、セラケム株式会社（以下「セラケム」という。）の窓口業者であるITSトレーディング株式会社（以下「ITSトレーディング」という。）が1池当たり212万円で落札した（甲13の1）。

イ 原告は、平成29年度の本件浄水場における粒状活性炭再生業務に関し、平成29年3月15日、一般競争入札（平成29年度入札）を実施し、有限会社島田商店が1池当たり193万5000円で落札した（甲13の2）。

ウ 原告は、平成30年度の本件浄水場における粒状活性炭再生業務に関し、平成30年3月13日、一般競争入札（平成30年度入札）を実施し、株式会社後藤商店（以下「後藤商店」という。）が1池当たり140万円で落札した（甲13の3）。

エ 原告は、平成31年度の本件浄水場における粒状活性炭再生業務に関し、平成31年3月13日、一般競争入札（平成31年度入札）を実施し、ITSトレーディングが1池当たり249万円で落札した（甲13の4）。

オ 原告は、令和2年度の本件浄水場における粒状活性炭再生業務に関し、令

和2年3月17日、一般競争入札（令和2年度入札）を実施し、後藤商店が1池当たり210万円で落札した（甲13の4）。

2 争点

本件の争点は、①被告らの不法行為の成否、②原告の損害額である。

(1) 被告らの不法行為の成否

（原告の主張）

ア 被告らを含む別紙業者一覧記載の16の業者（以下「16社」という。）は、原告が実施する活性炭の入札に、自社が供給する活性炭（自社の名称、銘柄、品番、商標等を付した活性炭）を取り扱う販売業者（窓口業者）等を参加させ、又は自らが参加していた。

16社は、東日本に所在する地方公共団体の浄水場に供給する活性炭につき、各社の利益を確保するため、自社の活性炭を供給する供給予定者を事前に決定し、その他の業者は、供給予定者が供給できるよう協力する旨の合意（以下「本件基本合意」という。）をした。そして、遅くとも平成25年10月24日以降、かかる合意の下に、①被告本町化学は、活性炭の入札に先立ち、16社のうち被告本町化学を除く他の15社（以下「15社」という。）と個別に面談をし、15社に対して、入札物件、自社の活性炭を供給した者、受注者となった窓口業者、契約数量、落札金額等の情報を年度ごとにまとめた入札結果表を配布し、②15社は、被告本町化学に対し、入札結果表の中から自社が供給予定者となることを希望するものを伝え、③被告本町化学は、15社からの希望、入札結果表に記載の供給実績等を勘案して、15社のいずれかを各物件の供給予定者として割り振り、④供給予定者の窓口業者が提示する入札価格を、供給予定者若しくは被告本町化学が単独で、又は両者の協議により決定し、⑤供給予定者以外の業者は、供給予定者の窓口業者の入札予定価格よりも高い価格を、自社の窓口業者に提示させていた。

イ また、被告らは、平成24年から、原告が本件浄水場及び新治浄水場につ

いて発注する活性炭の納入、再生業務について、被告大阪ガスケミカルと被告水 i n g が毎年交互に落札メーカーとなることを合意していた。

ウ 被告らは、本件各入札について、本件基本合意及び上記イの合意に基づき、事前に、平成26年度入札は被告大阪ガスケミカル、平成27年度入札は被告水 i n g を供給予定者と決定し、その入札予定価格を平成26年度入札は685万円、平成27年度入札は708万円として、他の業者の窓口業者にはそれよりも高い価格で入札をさせた。

エ このように、被告らは、他の業者と本件基本合意をし、これに基づき、本件各入札に当たって、供給予定者及び入札価格を事前に調整した。被告らの行為は、原告が自由競争によって形成される公正な価格により活性炭を調達することを妨げる談合行為であり、不法行為を構成する。

(被告本町化学の主張)

ア 供給予定者は、従来から活性炭メーカーの間で定められたルールによって決定されていた。被告本町化学は、当該ルールに従って供給予定者が決定されるに当たって、活性炭メーカーからの指示を受けて、①当該ルールにより自動的に供給予定者が定まる物件については、そのメーカーが供給予定者となることを連絡し、②自動的に供給予定者が定まらない場合には、活性炭供給能力が高く、16社間で強い影響力を有していたメーカーの意向を確認し、その他のメーカーにその案を伝え、各メーカーが了解するかを判断した結果を他の活性炭メーカーに連絡していた。被告本町化学が行った行為は、事務的、機械的な連絡に過ぎず、被告本町化学が供給予定者を決定したり、主体的に連絡を取ったりしたことはない。

イ 活性炭メーカーは、被告本町化学が連絡行為等をしなくとも、メーカー間で直接連絡を取り合うことで、談合行為をすることができた。活性炭メーカーは、被告本町化学を介在させることで、談合行為が発覚しにくくなると考えて、被告本町化学を利用したのであり、本件の談合に当たって被告本町化

学の行為は重要なものではなかった。被告本町化学は、活性炭メーカーに手足として利用されたのであり、その行為は違法性を欠く。

ウ 被告本町化学は、独占禁止法 2 条 6 項の「事業者」に当たらないから、被告本町化学の行為は不法行為に当たらない。

エ したがって、被告本町化学は不法行為責任を負わない。

(被告大阪ガスケミカルの主張)

ア 被告大阪ガスケミカル及び被告本町化学が本件基本合意に関与する全事業者との間で平成 26 年度入札における供給予定者を決定したことや、協力価格を決定し、これを他の事業者へ連絡したことなどの個別調整行為について、原告の立証は不十分である。

イ 仮に平成 26 年度入札について個別調整行為があったとしても、平成 26 年度入札は一般競争入札であるから、個別調整行為に関与した事業者らは、第三者（アウトサイダー）が入札に参加する可能性があるとして、アウトサイダーとの競争を意識して入札価格を決定していた。したがって、平成 26 年度入札の落札価格は競争によって形成された落札価格と同程度といえ、原告の権利、利益は侵害されていない。

(被告水 i n g の主張)

ア 本件各入札について、被告水 i n g が被告本町化学から協力価格を伝えられたり、これを自社の窓口業者に伝えたりしたことはない。被告大阪ガスケミカルと、本件浄水場及び新治浄水場の案件を交互に落札するとの合意をしたこともない。被告水 i n g が、本件各入札について、個別調整行為をしたことは立証されていない。

イ 仮に本件各入札について個別調整が行われていたとしても、それに関与していない第三者（アウトサイダー）が入札に参加する可能性は常にあり、個別調整に関与していた事業者としても、アウトサイダーとの競争に対抗し得るような価格を入札価格とせざるを得なかった。そのため、本件各入札の落

札価格は、自由かつ公正な競争により形成されたものであり、原告の権利、利益は侵害されていない。

(2) 原告の損害額

(原告の主張)

5 ア 被告らの行為により原告が被った損害は、現実の落札価格（以下「現実落札価格」という。）から、当該不法行為がなければ形成されたであろう落札価格（以下「想定落札価格」という。）を差し引いた額である。そして、16社は、本件各入札以前から、活性炭の入札案件について供給予定者及び入札価格を調整していた疑いがあるため、談合行為が終了し、その影響を受けなくなった平成28年度以降、令和2年度までに実施された、本件浄水場にかかる粒状活性炭再生業務の入札における落札価格の平均をもって、本件各入札における想定落札価格と推認するのが相当である。

10 イ 損害額元本は、平成26年度入札に関しては1億6295万6484円、平成27年度入札に関しては1億9716万0481円である。その計算方法は、別紙原告主張損害額元本のとおりであり、年度ごとに、想定落札価格（平均落札価格）と現実落札価格との差額が現実落札価格に占める割合（損害割合）を算出し、これを年度ごとに支払った業務委託費の総額に乗じた金額が、損害額元本となる。

15 ウ 本件で請求する確定遅延損害金は、平成26年度入札に関しては346万0847円、平成27年度入札に関しては456万4261円である。その計算方法は、別紙業務委託費の支払一覧及び別紙確定損害金の計算書のとおりである。原告は、別紙業務委託費の支払一覧中「支払日」欄記載の日に同別紙中「支払額（円）」欄記載の金額の業務委託費を支払っており、これに年度ごとの上記損害割合を乗じた金額が同別紙中「請求額（円）」欄記載の金額である。そして、かかる各金額について、平成26年度入札分に関しては各
20 支払日から平成27年5月24日まで、平成27年度入札分に関しては各支
25 払日から平成27年5月24日まで、平成27年度入札分に関しては各支

払日から平成28年6月23日までの年5分の割合の日割り計算をした金額が、別紙確定損害金の計算書中「損害金(円)」欄記載の金額であり、これが原告が請求する確定遅延損害金である。

エ 原告は、被告らの不法行為により本件訴えの提起を余儀なくされ、弁護士にその提起及び追行を委任せざるを得なかったから、平成26年度入札に関して1630万円、平成27年度入札に関して1972万円の弁護士費用は、本件と相当因果関係のある損害である。

オ したがって、原告は、被告らに対し、次の金員の支払を請求する。

(ア) 被告本町化学及び被告大阪ガスケミカルに対し、平成26年度入札に係る損害金合計1億8271万7331円(損害金元本1億6295万6484円、弁護士費用1630万円、確定遅延損害金346万0847円)。

(イ) 被告本町化学及び被告水ingに対し、平成27年度入札に係る損害金合計2億2144万4742円(損害金元本1億9716万0481円、弁護士費用1972万円、確定遅延損害金456万4261円)。

(被告本町化学の主張)

ア 中華人民共和国(以下「中国」という。)産の活性炭の輸入価格が下落し、重油価格が変動するなど、平成26年度及び平成27年度と平成28年度以降で、落札価格の形成に影響を及ぼす経済的要因等に顕著な変動があり、平成28年度以降の現実落札価格の平均をもって想定落札価格を推認するのは相当ではない。

イ 予測的な判断による損害の算定は控えめにすべきであり、仮に平成28年度以降の落札価格をもって損害額を算定するとしても、落札価格と予定価格(予定価格とは、原告が、茨城県企業局会計規定に基づき定める落札価格の上限であり、落札価格はこれを上回ることができない。)の比率(落札率)をもって想定落札価格を推認すべきである。また、平成28年度入札及び平成30年度入札の落札率は極端に低い異常値であり、これらの年度は想定

落札率の算出から除外すべきである。加えて、落札率が50パーセントを下回る場合には、当該年度の入札はおよそ一般的な落札傾向を示しているとはいえないため、当該年度も想定落札率の算出から除外すべきである。そうすると、平成31年度入札の落札率75.68パーセントをもって本件各入札の想定落札率とするべきであり、これを基に損害を算定すると、平成26年度入札に関しては5479万4293円、平成27年度入札に関しては3634万4402円となり、本件の損害は、これを超えるものではない。

ウ 民事訴訟法248条により相当な損害額が認定される場合であっても、上記同様に、損害の算定は控えめにすべきである。

(被告大阪ガスケミカルの主張)

ア 上記(1)で主張のとおり、平成26年度入札の落札価格はアウトサイダーとの競争を意識して形成された競争価格であり、原告に損害は発生していない。

イ 平成26年度入札と平成28年度以降の入札時において、価格形成の前提となる経済条件、市場構造その他の経済的要因等に変動がないことについて、原告の立証は不十分であり、平成28年度以降の入札における落札価格をもって想定落札価格を推認することはできない。

ウ 本件基本合意が存在していたにもかかわらず、平成28年度入札の落札価格は本件各入札より低下しており、平成29年度以降の入札の落札価格は年度ごとにばらつきがある。その価格低下や落札価格の変動の原因は本件基本合意の存否以外の何らかの事情によるものであり、経済的要因等に変動があった可能性がある。

エ 本件各入札とその後の入札では発注業務の内容に変更があるため、平成28年度以降の入札の落札価格から本件各入札の想定落札価格を推認できない。

オ 令和3年度以降の入札における事情も考慮して想定落札価格を推認する

べきである。

(被告水 i n g の主張)

ア 上記(1)で主張のとおり、平成27年度入札の落札価格はアウトサイダーとの競争を意識して形成された競争価格であり、原告に損害は発生していない。

イ 入札における落札価格は種々の条件が複雑に絡み合って形成されるものであり、落札価格の形成に影響を及ぼす経済的要因等にさしたる変動がないことは想定し難い。そして、活性炭の製造・再生・輸送のコストにおいて相当大きな比重を占める燃料費が大幅に変動している上、燃料費の変動と原告の活性炭の入札の落札価格の変動には一定の相関が認められる。また、低価格・低品質な海外製の活性炭の流入により、国内における活性炭の販売価格水準は低下傾向にある。加えて、原告の活性炭の入札における落札価格は年度ごとに相当のばらつきがあり、落札価格は経済的要因の変動等により常に大きな影響を受けている。したがって、平成27年度入札時とその後の入札時とで、価格形成に影響を及ぼす経済的要因等にさしたる変動がないとは認められず、平成28年度以降の入札の落札価格から平成27年度入札の想定落札価格を推認することはできない。

ウ 平成28年度以降のわずか5件の入札における落札価格の平均をもって想定落札価格を認定することはできない

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)(被告らの不法行為の成否)について

(1) 認定事実

括弧内の証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 基本合意

16社は、遅くとも平成25年10月24日以降、次のとおり、東日本地区所在の地方公共団体が発注する浄水場(本件浄水場を含む。)における粉

5 末活性炭の納入、粒状活性炭の再生等の業務の入札について、事前に供給予定者を決定し、その窓口業者の入札予定価格を決め、供給予定者以外の業者はその入札予定価格よりも高い協力価格を窓口業者に提示させる旨合意（本件基本合意）し、供給予定者は被告本町化学を介して活性炭を供給できるようにしていた（甲14から甲16）。

10 (ア) 被告本町化学の営業担当者は、15社の担当者と、毎年11月頃から翌年1月あるいは2月頃までの間に、面談を実施していた。かかる面談において、被告本町化学の営業担当者は、被告本町化学において作成した入札結果表（活性炭に係る入札の結果をまとめたもの。）及び予定見込表（地方自治体により今後発注が見込まれる活性炭の入札について参考見積の実施状況等を取りまとめたもの。）を示すなどしながら、15社から、どの物件において活性炭の納入及び再生業務を行う業者（供給予定者）となりた
15 いかの希望を聴取していた。そして、被告本町化学の営業担当者は、15社からの希望に加え、過去の納入実績や供給量のバランス等を考慮して、各物件における供給予定者をどこにするかの方針を決め、各業者にこれを伝えて了承を取っていた。

(イ) 供給予定者の窓口業者の入札価格は、入札前に、被告本町化学と供給予定者が相談して決めていた。かかる入札価格については、被告本町化学又は供給予定者が、当該窓口業者に連絡していた。

20 (ウ) 被告本町化学は、供給予定者の窓口業者の入札価格を基に、それよりも高い価格を協力価格として定め、供給予定者以外の業者に伝達し、他の業者は自社の窓口業者に当該協力価格で入札に参加させ、供給予定者が落札できるよう協力していた。

イ 個別調整行為

25 被告らは、本件基本合意に基づき、本件各入札について、次のとおり、被告大阪ガスケミカル及び被告水 i n g の窓口業者が落札できるよう調整行

為（個別調整行為）をした（甲14から甲16、甲26）。

5 (ア) 被告らは、平成25年頃までに、原告が発注する本件浄水場及び新治浄水場における粒状活性炭再生業務の一般競争入札について、被告大阪ガスケミカルと被告水i n gが、毎年交互に、各浄水場の案件の供給予定者となる旨、本件浄水場の方が新治浄水場よりも再生業務の発注量が多くなることから、被告大阪ガスケミカル及び被告水i n gのうち、本件浄水場の供給予定者となった方が、他方に対して、粒状活性炭の再生業務の一部を委託し、それぞれが請け負う再生業務の数量が同程度になるよう調整する旨合意していた。

10 (イ) 被告本町化学の営業担当者と被告大阪ガスケミカルの営業担当者は、平成25年11月頃から平成26年1月頃に面談をした。かかる面談において、被告大阪ガスケミカルの営業担当者は、被告本町化学の営業担当者に対し、平成26年度入札は被告大阪ガスケミカルが供給予定者となることを確認し、被告本町化学の営業担当者はこれを了承して、被告大阪ガスケミカルが平成26年度入札の供給予定者に決定された。

15 その後、被告大阪ガスケミカルの営業担当者は、被告本町化学の営業担当者との間で協議の上、平成26年度入札におけるサンアグロ（被告大阪ガスケミカルの窓口業者）の入札予定価格を685万円と決定した。また、被告本町化学の営業担当者又は被告大阪ガスケミカルの営業担当者は、16社のうち平成26年度入札に参加する予定の他の業者に対し、上記同額以上で入札するよう連絡した。

20 そして、平成26年度入札は、上記同額で、サンアグロが落札した（前提事実(4)ア）。

25 (ウ) 被告本町化学の営業担当者は、被告水i n gの営業担当者に対し、原告が平成27年度入札の公告をした平成27年2月18日頃、平成27年度入札の供給予定者は被告水i n gにしようと考えている旨伝え、被告水i

n gの担当者はこれを了承し、被告水 i n gが平成27年度入札の供給予定者と決定された。

その後、被告本町化学の営業担当者は、被告水 i n gの営業担当者に対し、平成27年度入札における被告水 i n gの窓口業者の入札予定価格を708万円とする旨提案し、被告水 i n gはこれを了承して、入札予定価格が上記同額と決定され、被告水 i n gは、マルシェ薬品（被告水 i n gの窓口業者）に、上記同額で入札させた。また、被告本町化学の営業担当者又は被告水 i n gの営業担当者は、16社のうち平成27年度入札に参加する予定の他の業者に対し、上記同額以上で入札するよう連絡した。

そして、平成27年度入札は、上記同額で、マルシェ薬品が落札した（前提事実(4)イ）。

(2) 検討

ア 被告らの不法行為責任について

上記(1)アのとおり、被告らを含む16社は、東日本地区に所在する地方公共団体が発注する浄水場用活性炭の納入、再生等の業務の入札案件について、供給予定者及び入札価格を事前に調整する旨合意（本件基本合意）し、これに基づき、上記(1)イのとおり、被告本町化学及び被告大阪ガスケミカルは、平成26年度入札において、供給予定者を被告大阪ガスケミカルとし、その窓口業者であるサンアグロの入札価格を事前に決め、被告本町化学及び被告水 i n gは、平成27年度入札において、供給予定者を被告水 i n gとし、その窓口業者であるマルシェ薬品の入札価格を事前に決めていた（本件個別調整行為）。被告らのかかる行為は、原告の公正な競争の下に形成された低廉な価格によって契約を締結する利益を侵害する不法行為に当たるといふべきである。

イ 被告本町化学の主張について

(ア) 被告本町化学は、自社が行った行為は、活性炭メーカー間のルールによ

5 5
って決定された供給予定者等の情報を、他のメーカーに連絡する事務的、
機械的なものに過ぎず、被告本町化学において供給予定者を決定したり、
主体的に連絡を取ったりしたことはない旨、被告本町化学は、活性炭メー
カーに利用されたものであり、自社が行った行為は本件の談合において重
要なものではなく、違法性を欠く旨主張する。

10 10
しかしながら、被告本町化学の活性炭営業担当者の供述調書（甲14）
中には、上記(1)アに沿う記載部分がある一方で、被告本町化学の上記主
張に沿う記載部分はなく、その他上記主張を裏付ける証拠はない。また、
本件各入札について、被告本町化学が上記主張のと通りの連絡をしていた
のであれば、かかる行為は、活性炭メーカー間での供給予定者及び入札価
格の事前調整の一端を担うものであり、上記ア同様に不法行為に該当する
ものというべきである。

したがって、被告本町化学の上記主張は採用できない。

15 15
(イ) 被告本町化学は、自社が独占禁止法2条6項の「事業者」に当たらず、
独占禁止法に反する行為はしていない旨主張するが、独占禁止法に違反す
ることが不法行為責任を負う要件となるものではなく、仮に被告本町化学
が上記「事業者」に当たらないとしても、上記に認定した被告本町化学の
不法行為責任の成否が左右されるものではない。

ウ 被告大阪ガスケミカル及び被告水 i n g の主張について

20 20
(ア) 被告大阪ガスケミカル及び被告水 i n g は、不法行為について原告の立
証が不十分である旨主張する。

25 25
しかしながら、被告大阪ガスケミカル及び被告水 i n g が本件各入札に
関して個別調整行為をしたと認められることは上記に認定のとおりであ
る。そして、本件基本合意は、全ての入札案件について、逐一、16社の
全てが直接に関与して供給予定者を決定していたものではなく、被告本町
化学を介して供給予定者を決定し、他の業者は被告本町化学又は供給予定

者から協力価格の連絡を受け、その額で窓口業者に入札させ、供給予定者の落札に協力するというものであった。供給予定者及び入札価格の事前決定と、他の業者による協力価格での入札があれば、公正な競争は害され得るのであって、原告による不法行為の立証として、被告らが本件基本合意に
5 関与する全当事者との間で本件各入札の供給予定者を決定したことの立証まで要するものとは解されない。また、本件各入札に、本件基本合意に
10 関与していない第三者が入札に参加したとの事情はうかがわれず、本件各入札については、本件基本合意の下に本件個別調整行為が行われたこと
をもって、サンアグロ又はマルシェ薬品以外の入札参加業者（窓口業者）
15 に対して被告らから直接にあるいは活性炭供給業者を介して協力価格が伝達されたことを推認することができ、これを妨げる事情はない。かかる
伝達の日時、態様、方法等の詳細は明らかでないものの、そのような伝達
の下に窓口業者らが入札に参加したことが認められれば、原告が自由競争
によって形成される公正な価格により活性炭を調達する法的利益を侵害
20 されたものと認めるに十分であり、その詳細の認定までは要しないものと
解される。

したがって、被告大阪ガスケミカル及び被告水 i n g の上記主張は採用
できない。

(イ) 被告大阪ガスケミカル及び被告水 i n g は、本件各入札は一般競争入札
20 であり、本件基本合意に参加していないアウトサイダーが入札に参加する
ことがあり得たのであるから、本件各入札は競争原理が働いていたもので
あり、原告の法的利益は侵害されていない旨主張する。しかしながら、入
札参加予定者らによって供給予定者や入札価格を事前に調整する談合行
25 為が行われた入札については、少なくとも当該談合行為者ら間での競争は
阻害されているのであるから、抽象的にアウトサイダーが入札に参加する
可能性があったとしても、その一事をもって、直ちに当該入札において競

争原理が働いていたということとはできない。そのため、本件各入札が一般競争入札であったことのみを理由に、被告らの不法行為責任を否定することはできない。そして、被告本町化学の活性炭営業担当者及び被告大阪ガスケミカルの営業担当者の供述調書（甲14の2、甲15の1）中には、
5 本件基本合意に関し、アウトサイダーの参加が見込まれる入札案件については、アウトサイダーよりも低い価格で入札するための調整をしていたとの旨の記載部分があるが、本件各入札について、アウトサイダーが入札に参加する可能性が具体的に見込まれており、被告らが、そのことを前提に入札価格を決定したとの事情はうかがわれない。そうすると、本件各入札
10 について、入札参加可能性のあるアウトサイダーとの競争原理が現実には働いていたということとはできない。

したがって、被告大阪ガスケミカル及び被告水 i n g の上記主張は採用できない。

(3) 小括

15 以上によれば、①被告本町化学及び被告大阪ガスケミカルは、平成26年度入札に関し、共同不法行為者として、連帯して不法行為責任を負い、②被告本町化学と被告水 i n g は、平成27年度入札に関し、共同不法行為者として、連帯して不法行為責任を負うと認めるのが相当である。

2 争点(2) (原告の損害額)

(1) 総論

20 入札談合によって当該入札の発注者に生じる損害は、談合が行われなければ当該入札において形成されたであろう想定落札価格と、実際の落札価格（現実落札価格）との差額をもって算定することができると解され、本件各入札のように単価契約を前提とするものについては、上記差額が現実落札価格に占める
25 割合（損害割合）を算出し、単価契約に基づき発注者が支出した費用に、当該損害割合を乗じた額をもって損害額と認めるのが相当である。

そして、ここにいう想定落札価格は、現実には存在しなかった価格であり、これを直接に推計することは困難であるから、現実には存在した落札価格を手掛かりとしてこれを推計することが許され、一般的には、入札価格形成の前提となる経済条件、市場構造その他の経済的要因等に変動がない限り、当該入札の直前の入札における落札価格（以下「直前価格」という。）をもって想定落札価格を推認するのが相当である（最高裁平成元年12月8日第二小法廷判決・民集43巻11号1259頁参照）。しかしながら、談合行為が相当長期にわたる場合や、当該入札の前においても同様の談合行為が行われていた疑いがある場合には、直前価格をもって想定落札価格を推認することは相当でなく、談合行為終了後、公正かつ自由な競争によって行われた入札における現実の落札価格をもって想定落札価格を合理的に推認することができると解するのが相当である。

(2) 本件各入札の想定落札価格

ア 証拠（甲14の6）及び弁論の全趣旨によれば、16社の全部又は一部の業者は、本件各入札以前においても、長期間にわたり、東日本地区に所在する地方公共団体の浄水場向け活性炭の納入及び再生業務について、事前に供給予定者やその入札価格を調整していたことが認められ、本件各入札における原告の損害について、本件各入札の直前に実施された入札における落札価格（直前価格）をもって想定落札価格を推認することは相当ではない。

イ そこで、本件各入札以降に実施された本件浄水場における粒状活性炭再生業務の入札での落札価格をもって、本件各入札の想定落札価格を推認することができるか検討する。

この点、証拠（甲1から甲3、甲14の2、甲14の5）及び弁論の全趣旨によれば、セラケムは、平成27年10月27日に本件基本合意から離脱したことが認められるところ、平成28年度入札はセラケムが離脱した日より後の平成28年3月15日に実施され、セラケムの窓口業者が落札してい

ることから（前提事実(7)ア）、平成28年度入札においては、競争原理が働いていたものといえ、その落札結果を基礎として想定落札価格を推認し得るものと解される。また、平成29年度以降の入札は、平成29年2月21日に公正取引委員会が立入検査を実施した（前提事実(6)ア）よりも後に行われたものであり、入札実施時点で既に本件基本合意は解消されており、その影響を受けていないものと認められるから、想定落札価格を推認する基礎とし得るものと解される。

そして、本件各入札と平成28年度以降の本件浄水場における粒状活性炭再生業務の入札は、同一浄水場における同種業務についての入札であるところ、証拠（甲8、甲9、甲23、甲25から甲31）及び弁論の全趣旨によれば、本件各入札から令和2年度入札まで、原告の発注する業務の仕様は、その基本部分において共通していることが認められ、かかる仕様において、入札価格形成に影響を及ぼす顕著な点に変更があるとの事情はうかがわれない。その上で、平成28年度から令和2年度まで合計5件の入札が行われ、それぞれの落札価格は前提事実(7)に認定したとおりであるところ（別紙原告主張損害額元本参照）、上記5件の入札のうち、最も落札価格が高かったのは令和元年度入札の249万円であるのに対し、最も落札価格が低かったのは平成30年度の140万円であって、平成28年度から令和2年度入札までの落札価格の変動幅は全体を通じ大きいものとまではいえない。しかるに、談合解消以降相当数の入札が行われている場合には、価格形成の前提となる事情にさしたる変化がなくとも、入札参加者の経営判断等種々の要因により、入札ごとに落札価格に一定の変動があり得ることを前提に、その変動を平準化するべく、平均値を求めて、これをもって想定落札価格と推認することは合理的といえる。上記の落札価格の変動幅に照らせば、上記5件の入札をもって、本件各入札における想定落札価格を合理的に推認するに足りる相当数の入札が行われているといえ、上記5件の入札における落札価格の平

均値をもって、本件各入札における想定落札価格を合理的に推認することができるというべきである。

以上によれば、本件各入札における想定落札価格は、平成28年度から令和2年度までの入札における落札価格の平均値である200万9000円と認めるのが相当である。

(3) 被告らの主張について

ア 被告本町化学の主張について

(ア) 被告本町化学は、平成28年度以降の入札は、中国産の活性炭の輸入価格や重油価格（A重油価格）の下落の影響を受けており、本件各入札時との比較において、落札価格形成に影響を及ぼす顕著な経済的要因等に変動があるから、平成28年度以降の入札における落札価格をもって、本件各入札の想定落札価格を推認することはできないと主張する。

しかしながら、本件の入札は、粒状活性炭の再生業務であって、新たな活性炭を納入することを主たる内容とするものではなく、活性炭の輸入価格の変動が、再生業務の価格形成にどのような影響を及ぼすのかは明らかでない。また、被告本町化学の主張によれば、活性炭の輸入価格の変動は、翌年以降の活性炭の再生業務の価格へ影響を及ぼすとのことであるが、被告本町化学が主張する中国産の活性炭の輸入価格の平均単価は、平成29年度（平成30年度の再生業務の価格に影響）には前年度比6.09パーセント増となっているが、平成30年度入札の落札価格は平成29年度入札の落札価格よりも下落しており、中国産の活性炭の輸入価格の変動は、必ずしも活性炭の再生業務の価格に相関的な影響を与えるものとは認められない。加えて、被告本町化学は、平成28年度の中国産活性炭輸入価格（平成29年度の再生業務の価格に影響）の平均単価は、前年度比で約20パーセント下落しており、平成29年度以降の入札においてはその影響が残っていると主張するが、上記のとおり中国産の活性炭の輸入価格の

変動が活性炭の再生業務の価格に相関するものとはいえない上、令和元年度入札及び令和2年度入札の落札価格は平成29年度及び平成30年度入札の落札価格を上回っており、平成28年度の中国産活性炭輸入価格の平均単価の下落が、平成29年度入札以降の入札価格の形成に顕著かつ継続的な影響を与えているものとは認められない。その他、中国産の活性炭の輸入価格の変動が、平成29年度以降の入札における落札価格をもって想定落札価格を推認することを不相当とするほどに、活性炭の再生業務の価格形成に顕著な影響を及ぼすものであることを認めるに足りる証拠はない。

また、重油価格（A重油価格）の変動についても、これが活性炭の再生業務の価格にどのような影響を及ぼすのかは証拠上明らかでなく、これが活性炭の再生業務の価格形成に顕著な影響を及ぼすものであることを認めるに足りる証拠はない。

したがって、被告本町化学の上記主張は採用できない。

(イ) また、被告本町化学は、落札率を用いて損害を算定すべきであると主張する。しかしながら、本件においては、本件各入札以降、同一浄水場における同種業務についての入札が実施されており、前記のとおり、落札価格それ自体を比較することによって、想定落札価格を合理的に推認し、損害を算定することができるのであるから、落札率を用いて損害を算定すべき理由はない。

イ 被告大阪ガスケミカルの上記主張について

(ア) 被告大阪ガスケミカルは、平成26年度入札の落札価格はアウトサイダーとの競争を意識して形成された競争価格であり、原告に損害は発生していないと主張するが、平成26年度入札について競争原理が働いていたと認められないことは前記1(2)ウ(イ)に説示のとおりであり、被告大阪ガスケミカルの上記主張は採用できない。

(イ) 被告大阪ガスケミカルは、平成26年度入札と平成28年度以降の入札時において、価格形成の前提となる経済的要因等に変動がないことについて原告の立証が不十分である旨、年度ごとに落札価格のばらつきがあること等から平成26年度入札と平成28年度以降の入札時では価格形成の前提となる経済的要因等に変動があった可能性がある旨主張する。しかしながら、これらの主張は、具体的な経済的要因等の変動を指摘するものではなく、平成26年度入札時から平成28年度以降の入札時までにおいて、入札価格の形成に顕著な影響を与え得る経済的要因等に変動があったとの具体的な事情はうかがわれないから、上記のとおり、平成28年度以降の入札における落札価格を基礎として平成26年度入札の落札価格を合理的に推認することができる」と認められ、被告大阪ガスケミカルの上記主張は採用できない。

(ロ) 被告大阪ガスケミカルは、平成26年度入札と平成28年度以降の入札とでは、発注業務の仕様に変更があるから、平成28年度以降の入札の落札価格から平成26年度入札の想定落札価格を推認することはできない旨主張するが、被告大阪ガスケミカルが主張する仕様の変更について、入札価格の形成に影響を及ぼすことやその程度は本件の証拠上明らかでなく、上記のとおり、入札価格の形成に影響を及ぼす顕著な仕様変更があったとの事情はうかがわれないから、被告大阪ガスケミカルの上記主張は採用できない。

ウ 被告水 i n g の主張について

(ア) 被告水 i n g は、平成27年度入札の落札価格はアウトサイダーとの競争を意識して形成された競争価格であり、原告に損害は発生していないと主張するが、平成27年度入札について競争原理が働いていたと認められないことは前記1(2)ウ(イ)に説示のとおりであり、被告水 i n g の上記主張は採用できない。

(イ) 被告水 i n g は、燃料費の変動や海外製の活性炭の流入等、平成 27 年度入札時から平成 28 年度以降の入札時までにおいて、入札価格の形成に顕著な影響を与え得る経済的要因等に変動があった旨主張する。しかしながら、燃料費の変動や海外製の活性炭の流入が粒状活性炭再生業務の落札価格にいかなる影響を及ぼすのかは本件の証拠上明らかでなく、その他経済的要因等に変動があったとの事情はうかがわれないから、被告水 i n g の主張は採用できない。

(4) 損害額の算定

ア 以上を前提に原告の損害を計算するに、本件各入札における原告の損害割合（現実落札価格に占める想定落札価格と現実落札価格の差額分の割合）は、別紙原告主張損害額元本中「損害割合」欄記載のとおりである。そして、原告が、平成 26 年度契約及び平成 27 年度契約に基づき支出した業務委託費の総額に、上記損害割合を乗じた額は、同別紙中の「損害額」欄記載のとおりであり、かかる金額が、原告の損害金元本と認められる。

イ また、原告が平成 26 年度契約及び平成 27 年度契約に基づき支出した個別の業務委託費に、それぞれ上記割合を乗じた額は、別紙業務委託費の支払一覧中「請求額（円）」欄記載のとおりである。そして、かかる金額について、各支払日から、別紙確定損害金の計算書中「終期」欄記載の日までに発生した遅延損害金は、同別紙中「損害金（円）（円未満切捨）」欄及び「損害金合計（円）（円未満切捨）」欄記載のとおりである。

ウ 加えて、弁論の全趣旨によれば、原告は本件訴えの提起及び追行を訴訟代理人弁護士に委任したことが認められ、これに要した弁護士費用として、上記アの損害金元本の約 1 割に相当する金額（平成 26 年度入札につき 1630 万円、平成 27 年度入札につき 1972 万円）は、本件個別調整行為と相当因果関係のある損害と認められる。

3 総括

以上に説示したところによれば、被告本町化学及び被告大阪ガスケミカルは連帯して下記(1)の金員を、被告本町化学及び被告水 i n g は連帯して下記(2)の金員を、原告に対し支払う義務を負うものと認められる。

(1) 平成26年度入札について

損害金元本：1億6295万6484円

弁護士費用：1630万円

確定遅延損害金：346万0847円

遅延損害金：損害金元本及び弁護士費用合計1億7925万6484円に対する平成27年5月25日から支払済みまで年5分の割合による金員

(2) 平成27年度入札について

損害金元本：1億9716万0481円

弁護士費用：1972万円

確定遅延損害金：456万4261円

遅延損害金：損害金元本及び弁護士費用合計2億1688万0481円に対する平成28年6月24日から支払済みまで年5分の割合による金員

第4 結論

よって、原告の請求は理由があるから、これを認容し、訴訟費用の負担につき、民事訴訟法61条を、仮執行宣言につき、同法259条1項本文をそれぞれ適用して、主文のとおり判決する。なお、仮執行免脱宣言は、相当でないから、これを付さないこととする。

水戸地方裁判所民事第1部

裁判長裁判官

裁判官



5

裁判官  は、退官により、署名、押印することができない。

裁判長裁判官



業務委託費の支払一覧

H26(2014)年度

	粒状	浄水場	支払日	支払額(円)	請求額(円)
1	H26	関城	2014/6/25	22,846,287	16,145,821
2	H26	関城	2014/7/25	14,796,000	10,456,560
3	H26	関城	2014/8/25	22,194,000	15,684,840
4	H26	関城	2014/9/25	22,194,000	15,684,840
5	H26	関城	2014/10/24	7,398,000	5,228,280
6	H26	関城	2014/11/25	7,398,000	5,228,280
7	H26	関城	2014/12/25	14,796,000	10,456,560
8	H26	関城	2015/1/23	30,184,632	21,331,942
9	H26	関城	2015/2/25	14,796,000	10,456,560
10	H26	関城	2015/3/25	22,194,000	15,684,840
11	H26	関城	2015/4/24	22,194,000	15,684,840
12	H26	関城	2015/5/25	29,592,000	20,913,121
	計			230,582,919	162,956,484

H27(2015)年度

	粒状	浄水場	支払日	支払額(円)	請求額(円)
1	H27	関城	2015/6/25	15,292,800	10,953,360
2	H27	関城	2015/7/24	22,939,200	16,430,040
3	H27	関城	2015/8/25	22,939,200	16,430,040
4	H27	関城	2015/9/25	22,939,200	16,430,040
5	H27	関城	2015/11/25	15,292,800	10,953,360
6	H27	関城	2015/12/25	22,939,200	16,430,040
7	H27	関城	2016/1/25	22,939,200	16,430,040
8	H27	関城	2016/2/25	30,585,600	21,906,720
9	H27	関城	2016/3/25	30,585,600	21,906,720
10	H27	関城	2016/4/25	38,232,000	27,383,400
11	H27	関城	2016/5/25	15,292,800	10,953,360
12	H27	関城	2016/6/24	15,292,800	10,953,361
	計			275,270,400	197,160,481

業者一覧

番号	業者名	住所
1	本町化学工業株式会社	東京都足立区中央本町一丁目2番11号
2	フタムラ化学株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅二丁目29番16号
3	日本エンバイロケミカルズ株式会社(注1)	
4	大阪ガスケミカル株式会社	大阪府大阪市西区千代崎三丁目南2番37号
5	水i n g株式会社	東京都港区港南一丁目7番18号
6	クラレケミカル株式会社(注2)	
7	株式会社クラレ	岡山県倉敷市酒津1621番地
8	ダイネン株式会社	兵庫県姫路市飾磨区中島3001番地
9	幸商事株式会社	東京都中央区新川一丁目17番25号
10	太平化学産業株式会社	大阪府大阪市中央区東高麗橋1番16号
11	カルゴンカーボンジャパン株式会社	東京都千代田区大手町一丁目1番3号
12	朝日汙過材株式会社	岐阜県土岐市肥田浅野双葉町一丁目1番地の1
13	株式会社エーシーケミカル	千葉県流山市美原三丁目89番地の3
14	株式会社サンワ	福岡県福岡市城南区別府二丁目14番8号
15	株式会社ツルミコール(注3)	
16	セラケム株式会社	広島県世羅郡世羅町大字本郷954番地の1

(注1) 上記3は、平成27年4月1日に、上記4に吸収合併された。

(注2) 上記6は、平成29年1月1日に、上記7に吸収合併された。

(注3) 上記15は、令和3年4月1日に、上記2に吸収合併された。

原告主張損害額原本

1 落札価格

期間区分	談合期間		談合終了後の期間			
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
年度(H-平成、R-令和)						
落札価格(1池当り) (税抜)	6,850,000円	7,080,000円	2,120,000円	1,935,000円	1,400,000円	2,490,000円
平均落札価格 (想定落札価格)	—		2,009,000円			

2 損害割合

年度	落札価格 (①)	想定落札価格 (②)	差額(損害額) (③=①-②)	損害割合 (④=③÷①)
H26年度	6,850,000円	2,009,000円	4,841,000円	70.671533%
H27年度	7,080,000円	2,009,000円	5,071,000円	71.624294%

3 損害額(税込)

年度	委託業務番号	業務名	支払総額 (⑤)	損害割合 (④)	損害額 (⑥=⑤×④)
H26年度	県西上水委託原第26-30-504-6-008号	粒状活性炭再生業務委託	230,582,919円	70.671533%	162,956,484円
H27年度	県西上水委託原第27-30-504-6-007号	粒状活性炭再生業務委託	275,270,400円	71.624294%	197,160,481円
		計			360,116,965円

確定損害金の計算書

H26(2014)年度

	始期	終期	日数	請求額(円)	損害金(円) (円未満切捨)
1	2014/6/25	2015/5/24	334	16,145,821	738,726
2	2014/7/25	2015/5/24	304	10,456,560	435,451
3	2014/8/25	2015/5/24	273	15,684,840	586,570
4	2014/9/25	2015/5/24	242	15,684,840	519,963
5	2014/10/24	2015/5/24	213	5,228,280	152,551
6	2014/11/25	2015/5/24	181	5,228,280	129,632
7	2014/12/25	2015/5/24	151	10,456,560	216,293
8	2015/1/23	2015/5/24	122	21,331,942	356,506
9	2015/2/25	2015/5/24	89	10,456,560	127,484
10	2015/3/25	2015/5/24	61	15,684,840	131,065
11	2015/4/24	2015/5/24	31	15,684,840	66,606
12	2015/5/25			20,913,121	未定
合計				162,956,484	3,460,847

H27(2015)年度

	始期	終期	日数の内訳		請求額(円)	損害金(※)		損害金合計(円) (円未満切捨)
			①2015年	②2016年		①2015年	②2016年	
1	2015/6/25	2016/6/23	190	175	10,953,360	285,087.4	261,863.1	546,950
2	2015/7/24	2016/6/23	161	175	16,430,040	362,361.1	392,794.6	755,155
3	2015/8/25	2016/6/23	129	175	16,430,040	290,339.0	392,794.6	683,133
4	2015/9/25	2016/6/23	98	175	16,430,040	220,567.6	392,794.6	613,362
5	2015/11/25	2016/6/23	37	175	10,953,360	55,517.0	261,863.1	317,380
6	2015/12/25	2016/6/23	7	175	16,430,040	15,754.8	392,794.6	408,549
7	2016/1/25	2016/6/23	0	151	16,430,040	0	338,925.6	338,925
8	2016/2/25	2016/6/23	0	120	21,906,720	0	359,126.5	359,126
9	2016/3/25	2016/6/23	0	91	21,906,720	0	272,337.6	272,337
10	2016/4/25	2016/6/23	0	60	27,383,400	0	224,454.0	224,454
11	2016/5/25	2016/6/23	0	30	10,953,360	0	44,890.8	44,890
12	2016/6/24				10,953,361			未定
合計					197,160,481			4,564,261

※ 2015(H27)は1年365日の日割計算、2016(H28)は閏年のため1年366日の日割計算をした。

これは正本である。

令和7年4月11日

水戸地方裁判所民事第1部

裁判所書記官